

第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について(案)

1 基本方針について

「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、第6期から第9期までの期間において中長期的な施策展開をすることから、第6期の基本方針を踏襲することとする。

2 施策の方向性について

(1) 基本方針1 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援：変更なし

(2) 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実：変更なし

(3) 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり：変更なし

(4) 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり：変更あり

(5) 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり：変更なし

(6) 基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実：変更なし



	旧	新	理由
(1)	地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備	削除	・「地域包括ケアシステムの構築」は、施策の方向性という枠組みではなく、基本方針1～6を包含する広い枠組みであるため、計画策定の背景の説明等で、地域包括ケアシステムの深化の内容を色濃く説明することで対応してはどうか。
(2)	地域の相談窓口の周知と機能強化	(1) 地域の相談窓口の周知と機能強化	・修正なし
(3)	地域における見守り体制の強化	(2) <u>・地域における見守り及び支援体制づくりの推進</u>	・修正あり ・旧の(1)に紐づく各事業の振り分け、総合事業等を考慮し、名称変更。
(4)	高齢者を介護している方に対する支援	(3) 高齢者を介護している方に対する支援	・修正なし
(5)	高齢者の権利擁護	(4) 高齢者の権利擁護	・修正なし
		(5) <u>在宅医療及び医療と介護の連携の推進</u>	・新規

3 施策の方向性の変更による事業の紐づけの変更案について

旧の基本方針 4 (1) に紐づいていた事業の振り分け案は次のとおり

No.	事業名	基本方針No.	施策の方向性(新)
1	地域包括支援センター運営事業	4	(1)
2	在宅医療介護連携推進事業	4	(5)
3	地域医療福祉連携懇談会	4	(5)
4	生活支援サービス・介護予防基盤整備事業	4	(2)
5	地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業	4	(1) もしくは (2)
6	地域ケア会議の推進事業	4	(2)
7	在宅医療情報共有システム事業	4	(5)
8	在宅医療連携拠点整備事業	4	(5)
9	市民活動団体・NPO 等への支援	1	(1) もしくは (3)
10	地域福祉活動支援事業	4	(2)
11	民生委員児童委員による支援	4	(2)
12	民生委員児童委員と関係機関との連携強化	4	(2)

※紐づけ内容については、引き続き保健所の地域保健課と調整

